～人と人を繋ぐ情報の架け橋～

**平成23年5月**

**美 祢 市**

**美祢市地域情報化計画(目次)**

**第１章　計画策定にあたって**

１　計画策定の趣旨···············································　 ２

２　計画期間·····················································　 ２

**第２章　情報化の動向**

１　情報通信分野の動向···········································　 ２

２　美祢市のこれまでの取り組み···································　 ４

**第３章　地域情報化施策の推進**

１　基本理念·····················································　 ５

２　個別施策の現状と具体的方向

① 情報格差の解消(ケーブルテレビの活用) ·······················　 ６

② 美祢市有線テレビ放送(ＭＹＴ) ························･･･････　 ７

③ 美祢市秋芳地域情報通信施設 ·································　 ８

④ 音声告知放送················································ １０

⑤ 携帯電話不感地域の解消······································ １１

⑥ ホームページによる情報発信·································· １２

⑦ 市外局番の統一·············································· １３

**第４章　美祢市内部の取り組み**

１　行政サービスの高度化と事務の簡素化・効率化··················· １４

２　情報セキュリティ············································· １４

３　コンプライアンスの徹底······································· １５

４　情報活用能力の向上··········································· １６

５　基幹系システム、内部情報系システムの更新計画················· １６

**第１章　計画策定にあたって**

１　計画策定の趣旨

当市は、平成２０年３月２１日の市町合併による新美祢市誕生後、市内の「情報の一元化」を目指して各種施策を展開しているところです。

しかしながら、これまで各地でそれぞれ根付いてきた情報通信方式の統一は、市民生活への影響が大きいことから、慎重に協議し検討を行い、審議を尽くしたうえで一元化する必要があります。

また、情報通信技術（ＩＣＴ　[Information and Communication Technology]）は日々目覚ましく発展しており、その整備と維持管理には多大な経費を必要とします。

そのため、最新の情報化動向を把握し、施策の実施時期、優先順位について慎重に見極める必要があります。

このような背景を踏まえ、第一次美祢市総合計画を基本とし、住民ニーズを的確にとらえ、さらには、国・県の施策の動向を見据えたうえ、市の地域情報化施策の指針とすることを目的として、美祢市地域情報化計画を策定するものです。

２ 計画期間

本計画の期間は、第１次美祢市総合計画と整合性を図るため、平成２３年度から平成３１年度までの９年間とします。なお、本計画の３年目となる平成２５年度を目途に内容の見直しを行うものとします。

**第２章　情報化の動向**

１　情報通信分野の動向

総務省が行った平成２０年通信利用動向調査の調査結果によると、世帯及び企業における情報通信サービスの利用状況、情報通信機器の保有状況等について次のとおり公表されており、国内の情報化の進展が見て取れます。

＜インターネット等の普及状況＞

○インターネットの利用者数は９０９１万人、人口普及率は７５.３％。

インターネットの利用者数は、対前年比２８０万人増の９０９１万人に達し、人口普及率は７５.３％（対前年比２.３ポイント増）となりました。

また、世帯におけるブロードバンド※１回線の割合は７３.４％（対前年比５.８ポイント増）。このうち、光回線が３９.０％（対前年比７.７ポイント増）と大幅に増加し、光ファイバーによるブロードバンド化が進展しています。

※１　ブロードバンド [broadband]：DSL（デジタル加入者線）やCATV（ケーブルテレビ）、無線（携帯電話など）等を利用して大量のデジタルデータ伝送を可能とする高速・大容量通信のこと。

＜世帯におけるＩＣＴ利用の進展＞

○インターネットにより購入・取引した商品・サービスは、「デジタルコンテンツ※２」が最も多い（４９.０％）。地上デジタルテレビ放送対応の受信機は、過半数の世帯が保有（５２.７％）。

インターネットで商品を購入する人は、５３.６％（対前年比０.９ポイント増）となっています。インターネットにより購入・取引した商品・サービスの内容をみると、男女とも「デジタルコンテンツ」との回答が最も多い状況です（男性４９.２％、女性４８.８％）。

また、地上デジタルテレビ放送対応の受信機の保有率は５２.７％、地上デジタルテレビ放送が視聴可能な世帯の割合は４８.３％です。

※２　デジタルコンテンツ [digital contents]：デジタルデータで表現された文章、音楽、画像、映像、データベース、またはそれらを組み合わせた情報の集合。デジタルデータなので複製しても劣化しないことや、コンピュータの特性を利用したインタラクティブ(双方向)性などの特徴がある。

＜企業におけるＩＣＴ利用の進展＞

○１０社に１社が、ビジネス・ブログ※４、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）※５を開設。インターネットを利用した広告を実施している企業は３割。

ビジネス・ブログ、ＳＮＳを開設している企業は、１０.５％（対前年比３.７ポイント増）となりました。また、インターネットを利用した広告を実施している企業は３１.０％（対前年比３.４ポイント増）となり、インターネット広告が着実に進展しています。

※４　ビジネス・ブログ [business blog]：企業またはそれに準ずる団体が、ビジネスを目的としてブログ（インターネット上に公開している日記風の簡易ホームページ）を活用したホームページ。

※５　ＳＮＳ [Social Networking Service]：ソーシャル・ネットワーキング・サービスとは、個人と個人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ（共同体）型の会員制のサービス。インターネット上に日記風の簡易ホームページ（ブログ）や提示版などを限定公開したホームページが多数見られる。

＜安心・安全への取組＞

○フィルタリングソフト・サービス※６の利用率が大きく進展。

１８歳未満の子供がいる世帯において、パソコンで利用するフィルタリングソフトについて「利用している」と回答した世帯は、２０.３％（対前年比７.４ポイント増）、携帯電話で利用するフィルタリングサービスについて「利用している」と回答した世帯は４９.８％（対前年比２８.２ポイント増）と大幅に増加しています。

※６　フィルタリングソフト・サービス：インターネットのウェブサイトを一定の基準で評価判別し、違法や有害なサイト等を選択的に排除するソフト又はサービス。



２　美祢市のこれまでの取り組み

美祢市は山口県の内陸部に位置し、四方を山で囲まれた中山間地域であり、以前から共聴施設による難視聴地域の解消が図られてきました。

まず、美祢地域においては、平成５年４月に国の農業農村活性化農業構造改善事業計画地区の指定を受け、同年１２月から農村多元情報システム（有線テレビジョン放送施設）の整備に取組み、平成７年４月１日に美祢市有線テレビ放送を開始し、難視聴地域の解消と農業情報の充実を図ってきました。合わせて告知放送機能による市民への情報提供を行ってきました。

更に、平成１９、２０年度には都市と農村の情報格差の解消を目的として、農林水産省の元気な地域づくり交付金を活用して、光ケーブルを利用したブロードバンドのインターネット環境の整備を行いました。

次に、美東地域では、平成１２年度に行政放送音声告知システム施設事業により告知放送設備及び個別端末機を整備し、翌平成１３年度から緊急情報や各種行事等を周知してきました。また、民間企業の参入により光ケーブル網が整備され、これに伴い難視聴地域の解消とインターネットの高速化が計られてきました。

そして、秋芳地域では、昭和３２年から３３年にかけて旧秋芳町内の３つの農業協同組合が開設した有線放送電話を基軸に電話の普及を図るとともに、有線電話による地域住民への情報提供を行ってきました。平成１６年１０月からは、有線電話の改修と合わせて導入した地域情報システム（インターネットＡＤＳＬ※７）運用の開始とともに、ブロードバンド化による情報格差の解消に努めてきました。

また、秋芳地域では共聴施設による難視聴地域の解消を行ってきましたが、平成２１年度には、美東地域と同様に民間企業が、総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金(ＩＣＴ交付金)と山口県の中山間地域情報通信ネットワーク形成支援事業補助金等を活用して、秋芳地域全域に光ケーブル網を敷設したことにより、ケーブルテレビによる難視聴地域の解消と光通信によるブロードバンドインターネットの環境が整いました。

このように、美祢地域、美東地域、秋芳地域は、国や県の制度を活用して各々に見合った情報化の構築を行ってきました。

※７　ＡＤＳＬ [Asymmetric Digital Subscriber Line]：既存の電話回線を利用した高速データ通信を行う技術。電話局と加入者宅に信号分離装置（モデム）を設置し、アナログ音声信号と音声信号より高い周波数帯を利用するデジタルデータ信号を分離する。このことにより、一本の回線で音声電話によって通話しながらデータ通信を同時に行うことができる。

**第３章　地域情報化施策の推進**

１　基本理念

≪市内全域での均衡ある情報化≫

情報化施策を進めていくためには、市民と行政が共通の理念を共有し、その理念に向かって一体的に進めていく必要があります。そのため、合併後の市域全体の情報一元化のため「市内全域での均衡ある情報化」を基本理念とし、地域間に情報格差のない社会を目指して本計画を推進していきます。

２　個別施策の現状と具体的方向

① 情報格差の解消(ケーブルテレビの活用)

[概要]

市民生活に密着した情報について、美祢地域、美東地域、秋芳地域ではそれぞれ平成２０年３月の合併以前からの方式により各地域への情報発信を行っています。

美祢地域では美祢市有線テレビ放送（ＭＹＴ）のケーブルテレビを活用して自主制作番組をＭＹＴ加入者に配信することにより、美祢市内の行事や議会の様子を発信しています。また告知放送端末を使用して、美祢地域一円に告知放送を行っています。

また、補完として、美祢市報を月２回発行し市内全域に市民生活に必要な情報を配信し格差解消に努めています。

[課題]

同じ美祢市民でありながら、一方では映像による情報発信、他方では音声のみの情報発信と地域間における情報量と伝達速度の疎密が見受けられます。

基本理念に掲げるように、美祢地域、美東地域及び秋芳地域の「均衡ある情報化」には、市民が等しく同一の情報に触れられる環境づくりが必要です。

[取組みの方向]

美祢市が一部出資している山口ケーブルビジョン(株)(山口市中園町)が平成２３年３月の秋芳地域でテレビジョン放送サービスの供用を開始することに合わせ、ＭＹＴが作成する美祢市の自主制作番組の放送エリアを美東及び秋芳地域に拡大することによって、情報の共有を図ります。当面はアナログ放送のみとなりますが、デジタル放送の送信についても引続き山口ケーブルビジョン(株)と協議を進めているところです。

また、情報の共有が概ね達成された後、現在月２回の頻度で発行している美祢市報の発行回数及び内容の見直しを行うこととします。

|  |
| --- |
| ●予定表 |
| 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
| MYT自主制作番組の市内全域の放送開始(美東、秋芳地域は当面はアナログ放送のみ) | デジタル送信に向けた協議 | デジタル送信に向けた協議 |  |
|  |  |  |  |

② 美祢市有線テレビ放送施設(ＭＹＴ)

[概要]

美祢市有線テレビ放送施設(ＭＹＴ)は平成７年４月に旧美祢市において、難視聴地域の解消と、農業情報の提供を目的として開局し、地上波テレビジョン放送の再送信とともに、自主制作番組を始めとした農業情報番組を市民に提供して今日に至ります。平成２１年４月からは、山口ケーブルビジョン(株)が指定管理者となり管理運営を行っており、美祢地域の約８割となる６,３５３世帯(平成２３年１月末日現在)が加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 美祢市有線テレビ放送施設(ＭＹＴ)の概歴 | （平成２３年１月現在） |
| 年　月 | 内　　　容 |
| S３８． | 有線放送施設開設 |
| H　５．１２ | 難視聴地域解消のため有線テレビ局の設置検討開始 |
| H　７．　４ | 美祢市有線テレビ放送センター開局 |
| 　　〃 | 美祢農業協同組合が運営業務委託を受ける |
| H１８．　２ | 美祢有線テレビ高度化計画策定 |
| H１８．　４ | 山口美祢業協同組合が指定管理者となる |
| H１９～ | 農業振興地域を中心とした情報格差解消のため光ケーブル敷設等工事開始 |
| H２１．　４ | 山口ケーブルビジョン(株)が指定管理者となる |
| 　　〃 | インターネットサービス開始（FTTH方式※８） |

※８　ＦＴＴＨ [Fiber To The Home]：「自宅まで光ファイバを敷設すること」を意味し、光ファイバーを利用した高速な通信環境が可能。

[課題]

平成２３年３月の山口ケーブルビジョン(株)による秋芳地域でのテレビジョン放送サービスの開始により、既に同社のサービスエリアである美東地域とともに、地上波の再送信のみならず、多くのチャンネルが視聴できる環境となりました。

これに伴い、山口ケーブルビジョン(株)のエリア外の美祢地域では、月々の使用料(利用料)は美東及び秋芳地域とほぼ同じ金額でありながら、視聴できる番組数は大幅に少ないという新たな情報格差が生じることとなりました。

[取組みの方向]

秋芳地域の供用開始と同時に発生するこの新たな情報格差解消に向けて、早急に対応すべき課題と捉えています。

しかしながら、美祢地域にＭＹＴ独自で、山口ケーブルビジョン(株)が美東及び秋芳地域で展開するものと同等のサービスを行うには、莫大な費用と時間、そして人員が必要になるものと見込まれます。そのため、市民が同じ情報を共有できるよう、まずは専門的な知識と経験を有する関係機関を交えて、今後もＭＹＴの自主制作番組の放送を残しつつも多チャンネル化が図れるよう、様々なパターンを視野に入れて綿密に調査・検討し、平成２４年度を目標に格差是正を図ることとします。

|  |
| --- |
| ●計画表 |
| 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 多チャンネル化に向けた情報収集、協議 | 多チャンネル化に向けた準備、開始 |  |  |
|  |  |  |  |
| ＭＹＴの自主制作番組の制作 | ＭＹＴの自主制作番組の制作 | ＭＹＴの自主制作番組の制作 | ＭＹＴの自主制作番組の制作 |
|  |  |  |  |

③ 美祢市秋芳地域情報通信施設

[概要]

美祢市秋芳地域情報通信施設は昭和３２年に旧秋芳町において秋芳地域の電話の普及と地域内の情報伝達を目的として開局し、地域における情報発信と加入者間の電話通信を行っています。現在では、秋芳地域の約８割となる１,８４３世帯(平成22年12月末日現在)が加入しています。

また、平成１６年１０月からは、有線放送の同軸ケーブルを利用したＡＤＳＬサービス(現在の指定管理者である美祢市秋芳有線放送電話協会(ＳＹＨ)の自主事業)により秋芳地域のブロードバンド化を牽引してきました。

|  |  |
| --- | --- |
| 美祢市秋芳地域情報通信施設の概歴 | （平成２３年１月現在） |
| 年　月 | 内　　　容 |
| S３２～３３ | 旧秋芳町の３農協がそれぞれ有線放送電話を開設 |
| S３８．　９ | ４農協が秋芳町有線放送電話農業協同組合連合会を設立 |
| S３９．　５ | 秋芳町有線放送電話農業協同組合連合会により施設開設 |
| S４８．　９ | 自動化改式有線放送電話開局 |
| H　３．　４ | 秋芳町農業協同組合発足 |
| H　３．１０ | 秋芳町農業協同組合が同施設の権利義務を承継 |
| H　３．１１ | 秋芳町有線放送協会法人（みなし）設立 |
| H　７．　４ | 山口美祢農業協同組合発足、同施設の権利義務を承継 |
| H１２．　２ | 新システムの構築 |
| 　　〃 | 秋芳町が同施設の権利義務を承継 |
| H１３．　４ | 地域情報通信システム（インターネット）新設 |
| H１６．１０ | 地域情報システム（インターネットADSL）運用開始 |
| H１９．　７ | 秋芳町有線放送電話協会が指定管理者となる |
| H２０．　３ | 合併に伴う新市発足に合わせ、秋芳町有線放送電話協会の名称が美祢市秋芳有線放送電話協会となる |

[課題]

平成２１年度に山口ケーブルビジョン(株)が、総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金(ICT交付金)を利用して秋芳地域で光ファイバー伝送路(ＦＴＴＨ方式)を整備しました。この伝送路を使用した光通信によるインターネットサービスが平成２２年８月からスタートしましたが、ＳＹＨと同一サービスエリアを持ち、更に利用者層もＳＹＨと同一であるため、ＳＹＨの今後の在り方が課題となっています。

[取組みの方向]

電話サービスについては、既に当初の「電話の普及」の目的を果たし、インターネットサービスについても、山口ケーブルビジョン(株)のインターネットサービスとエリアが重複することから、また、今後の市内の告知方法の見直しも視野に入れると、ＳＹＨ職員の雇用に配慮しつつも廃止の方向で検討することが望ましいものと考えられます。具体的には、平成２４年３月末をもって有線電話及びインターネットの新規加入受付を終了し、現在の指定管理期間が終了する平成２５年３月末までに徐々にサービスを縮小廃止します。なお、告知機能については代替措置が困難なことから、利用料の見直しを行ったうえで、当面は継続し運用します。そして、市内全域の告知機能・方法を統一の後、既存施設・設備の撤去を行う予定です。

|  |  |
| --- | --- |
| ●計画表 |  |
| 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27～31年度 |
| 指定管理による管理 | 指定管理による管理 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 電話、インターネットサービスの受付終了 | 電話・インターネットサービスの終了 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| (指定管理による告知放送の管理) | (指定管理による告知放送の管理) | 告知放送の管理 | 告知放送の管理 | 告知放送の管理 |
|  |  |  |  |  |

④ 音声告知放送

[概要]

美祢地域、美東地域、秋芳地域ではそれぞれ合併前からの告知方法を継承し、美祢地域ではＭＹＴの告知端末機を利用した告知放送を、美東地域では(株)メディアトライのシステムを利用した緊急告知放送を、そして秋芳地域では有線放送による告知方法を利用しています。

[課題]

いずれの設備も老朽化が進み、各々導入からかなりの年数を経過しているため、故障時の代替品の入手も困難となっています。その一方で、防災用や緊急告知用としても用いられるなど重要な役割を兼ねているため、常に使用できる状態にしておく必要があります。

[取組みの方向]

当面は既存設備を修繕しつつ活用していきますが、老朽化の面から、また運用上の面からも将来的には更新又は他のシステムの確立による一元化が必要となります。しかしながら、既存の機器設備を撤去し、新たなシステムを構築するには膨大な費用が見込まれるため、どのような方法によりどのような整備を行うのが最適なのか、また、災害時や停電時にどういった体制を取るのか、等々詳細を含めて消防部局や防災部局などの関係機関を交えた慎重な検討が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| ●計画表 |  |
| 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27～31年度 |
| 告知方法の調査研究 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  | 新たな告知方法に係る検討会の開催 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

⑤ 携帯電話不感地域の解消

[概要と課題]

携帯電話は、現代社会において、生活必需品のひとつとなっています。また、緊急時や安否確認時の通信手段としても欠かせないものとなっています。しかしながら、市内において未だ携帯キャリア※９が１社も通信圏内とならない地区が幾つか見受けられます。

※９　携帯キャリア：携帯電話の通信サービスを提供している会社のこと。

[取組みの方向]

引続き、携帯電話各社に要望を行うとともに、国、県等の適切な事業の有無等、調査研究を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| ●計画表 |  |
| 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27～31年度 |
| 携帯電話各社への要望 | 携帯電話各社への要望 | 携帯電話各社への要望 | 携帯電話各社への要望 | 携帯電話各社への要望 |
| ● | ● | ● | ● | ● |
| 適切な事業の調査研究 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

⑥ ホームページによる情報発信

[概要]

主に市民に向けた行政サービスに関する内容を中心とした「美祢市」ホームページ※１０と、市の主要産業である観光分野に特化したホームページ「カルストドットコム」※１１の両建てで市の内外への情報発信を行っています。

※１０　美祢市ホームページ：「http://www.city.mine.lg.jp/」参照

※１１　カルストドットコム：「http://www.karusuto.com/」参照

[取組みの方向]

第２章で示したとおり、一般のインターネット普及率が７割を超える中、ホームページの設置は市からの情報発信の主要な方法の一つと捉え、引続き管理運営を行います。

「美祢市」のホームページは、ナローバンド※１２や携帯電話端末等に配慮しつつ、知りたい情報を分かりやすく、得たい情報に到達しやすいようシンプルかつ充実した内容となるように、一方の「カルストドットコム」は、市民はもとより外部に対して積極的に「観光立市、交流拠点都市　美祢市」を広くＰＲするようなインパクトのある内容となるよう、２つのホームページの棲み分けを図りつつも、相互に連携したホームページを目指します。

※１２　ナローバンド [narrow band]：電話回線を通じたダイアルアップ接続などによる低速回線による通信のこと。高速・大容量通信を指すブロードバンドの対義語。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ●計画表 |  |  |
| 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28～31年度 |
| 美祢市ホームページの運営、トップページの改修 | 美祢市ホームページの運営 | 美祢市ホームページの運営、コンテンツ見直し | 美祢市ホームページの運営 | 機器等の更新、美祢市ホームページの運営 | 美祢市ホームページの運営 |
|  |  |  |  |  |  |
| 職員操作研修 |  |  |  | 職員操作研修 |  |
| ● |  |  |  | ● |  |
| 観光ホームページの運営(観光振興課) |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

⑦ 市外局番の統一

[概要と課題]

西日本電信電話株式会社（NTT西日本）の一般電話の美祢市内における市外局番は、美祢地域・秋芳地域（0837）と美東地域（08396）とが混在しており、それぞれ単位料金区域(市内通話料金で通話できる区域)も異なっている状況です。

[取組みの方向]

この単位料金区域の変更に際しては、電話番号の変更、基本料金の変更、通話料金の変更、またこれらに伴う個々の準備等々が考えられ、市民生活への影響が大きいものと予測されます。

また、変更の前提として、市民の大多数の合意が条件となっているため、市外局番の統一にあたっては市内の情勢を見定めるとともに、市民の意見を充分に尊重しつつ、慎重に協議・検討を行い、是非を判断していきます。



|  |  |
| --- | --- |
| ●計画表 |  |
| 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27～31年度 |
| 調査 | 調査 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  | 調査内容と市民の意向を踏まえて検討 |  |  |
|  |  |  |  |  |

**第４章 美祢市内部の取り組み**



１ 行政サービスの高度化と事務の簡素化・効率化

市民をはじめ、美祢市内外からも行政サービスの簡素化・効率化を求められている一方、様々な業務が時代の変遷とともに高度化・複雑化してきています。そのため、引続き職員ひとりひとりが問題意識を持ち、研修会等を利用してスキルアップを図り、適応していく必要があります。

２ 情報セキュリティ

（１） 情報セキュリティの必要性

インターネット、携帯電話の普及とともに、多くの情報を容易に入手できるようになり、人々の生活は格段と便利になりました。しかしながら、個人情報の漏えい事故、情報システムへの不正アクセスやコンピュータウイルスの感染等による情報システムの停止、さらには、天災・人災による情報システム停止に伴う社会機能麻痺への不安など、様々な脅威にさらされているのも事実です。

その様々な脅威に対抗するためには、強固な情報セキュリティ対策を実施しなければなりません。

（２）情報セキュリティに対する当市の取り組み

当市は業務上数多くの情報資産（個人情報、税情報など）を保持しており、市民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも、情報資産を取り扱うネットワーク、情報システム等を様々な脅威から防御しなければなりません。

合併後の美祢市ではその第一歩として、基幹系システムのサーバ※１３について、様々な災害に対応した堅牢な設備と最新のセキュリティ設備を完備している宇部iDC（インターネットデータセンター）のハウジングサービス※１４を利用し、危機管理体制を整えています。

今後は、使用者である職員側において情報漏えいが起こらないような体制づくりと、大規模な災害やシステム障害など不測の事態が発生した際の代替措置等、運用体制の整備、再構築が必要です。

※１３　サーバ [server]：コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータ（サーバに対してサービスの依頼を行いその提供を受けるコンピュータ）に対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータ。

※１４　ハウジングサービス [housing service]：顧客の有する通信機器や情報発信用のコンピュータ(サーバ)を、自社の耐震等の設備の整った場所（データセンター）に設置し、回線、電源等を提供するサービス。

３ コンプライアンス※１５の徹底



運用基準を策定し、基本ソフトウェア以外のインストールの制限やソフトウェアの管理についての規定、また、端末への接続媒体の制限なと、職員に対して指針を示すとともに、合わせて職員個々のモラル向上を図るため、定期的な啓発によるコンプライアンスの周知徹底を図っていきます。

※１５　コンプライアンス [compliance]：法令遵守。法令や各種規則、社会的規範などを守り活動を行うこと。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ●計画表 |  |  |  |
| 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 継続的な啓発・指針の提示 | 運用基準の策定 |  |  |  |  |  |
|  | ● |  |  |  |  |  |

４ 情報活用能力の向上

インターネットは、様々な情報を得ることができる半面、ネット詐欺、悪質サイト情報や個人情報の漏えいなど、利用によるリスクも高まってきています。そのため、情報社会に主体的に対応できる、情報活用能力を育成することは非常に重要なことです。

職員も、情勢の変化に対応した住民サービスの充実に努める中で、業務における適切な情報収集・情報発信とコンピュータの適切な利用の推進を図っていかなければなりません。

５ 基幹系システム、内部情報系システムの更新計画

現在の住民サービス又は内部各種業務において、電算機器及びシステムの使用は不可欠ですが、いずれのシステムにおいてもある時点で機器又はシステムの更新を迎えることとなります。

しかしながら、この更新には多額の費用と労力を要することから、庁内関係各所等と十分に協議を重ね、計画的かつ必要最小限に更新を行い、住民サービスの向上と業務効率化、業務の最適化を行うものとします。









|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ●計画表 |  |  |  |  |  |
| 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| [住民情報系] |
| システム・機器の運用管理 | システム・機器の運用管理リプレースに係る検討 | システム・機器更新 | システム・機器の運用管理 | システム・機器の運用管理 | システム・機器の運用管理 | システム・機器の運用管理リプレースに係る検討 | システム・機器更新 | システム・機器の運用管理 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| [内部情報系] |
| システム・機器の運用管理リプレース※１６に係る検討会 | システム・機器更新 | システム・機器の運用管理 | システム・機器の運用管理 | システム・機器の運用管理 | システム・機器の運用管理リプレースに係る検討 | システム・機器更新 | システム・機器の運用管理 | システム・機器の運用管理 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 端末更新(40台/年) | 端末更新(40台/年) | 端末更新(40台/年) | 端末更新(40台/年) | 端末更新(40台/年) | 端末更新(40台/年) | 端末更新(40台/年) |  |  |
| ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |



※１６　リプレース [replace]：古くなったり破損したシステムやハードウェア、ソフトウェアなどを新しいものや同等の機能を持った別のものに更新すること。

